



[○共生社会政策トップ](#) [○サイトマップ](#)

[少子化対策トップ](#) [子ども・子育て支援新制度について](#) [子ども・子育て関連3法](#)

子ども・子育て関連3法

平成24年8月10日
参議院本会議可決・成立

- [子ども・子育て支援法\(平成24年法律第65号\)](#)
[\[要綱\]\(PDF形式:46KB\)](#) | [\[本文\]\(PDF形式:334KB\)](#)
- [就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律\(平成24年法律第66号\)](#)
[\[要綱\]\(PDF形式:97KB\)](#) | [\[一部改正法本文\]\(PDF形式:241KB\)](#) | [\[改正後本文\]\(PDF形式:242KB\)](#) | [\[新旧対照表\]\(PDF形式:288KB\)](#)
- [子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律\(平成24年法律第67号\)](#)
[\[要綱\]\(PDF形式:85KB\)](#) | [\[本文\]\(PDF形式:445KB\)](#) | [\[新旧対照表\] 1/3\(PDF形式:456KB\)](#)
[| 2/3\(PDF形式:475KB\)](#) | [3/3\(PDF形式:468KB\)](#)

これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16～
17年度

平成18～20年度

平成21～23年度

平成24
年度

幼児教育の振興

○中央教育審議会 答申 (平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)

○中央教育審議会 幼児教育部会と 社会保障審議会 児童部会の合同 の検討会議 (平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- ・加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

○教育基本法の改 正(平成18年12 月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定(保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保

○学校教育法の 改正(平成19年6 月)

- ・子どもが最初に入學する学校として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

○幼稚園教育要 領の改訂(平成 20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援(保育所保育指針)
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

○幼児教育の無償化 について(中間報 告)(平成21年5月)

- ・幼児教育の無償化は、我が国にとって国家戦略上、喫緊の課題
- ・幼児教育の無償化(幼稚園と保育所に通園する3～5歳児の保護者負担の無償化)に要する追加公費は、7,900億円と推計

○緊急経済対策 (平成21年12月)

- ・幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める
- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

○子ども・ 子育て関 連3法 (※) 成立

- (平成24年8月)
※子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法

次世代育成支援 改革

○認定こども園制度の創設 (平成18年10月)

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

○認定こども園制度の在り方に関する検 討会(平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施

○社会保障審議会少子化対 策特別部会の設置 (平成19年12月～)

- ・第1次報告(平成21年2月)
- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

○これまでの議論の整理 (平成21年12月)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

子ども・子育て支援の新制度について

I 基本的な考え方(ポイント)

■ 子ども・子育て関連3法の趣旨

- 自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的確認の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

■ 基本的な方向性

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - * 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）

■ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るために、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要）
- 政府の推進体制
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（子ども・子育て会議）
 - ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務

II 給付・事業

○ 子ども・子育て支援給付

- ・ 施設型給付＝認定こども園、幼稚園、保育所
- ・ 地域型保育給付＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等
- ・ 児童手当

○ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等
- ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等

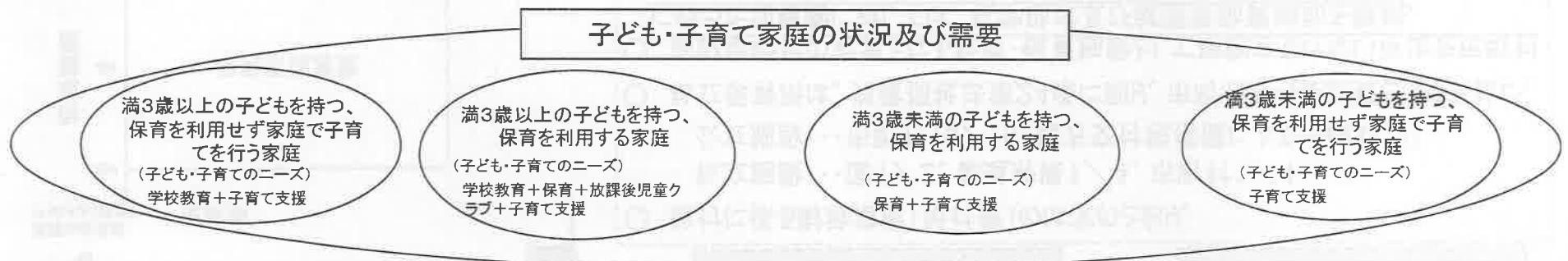
III 認可制度の改善

○ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入

- ・ 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ・ その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする

○ 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付の
=対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

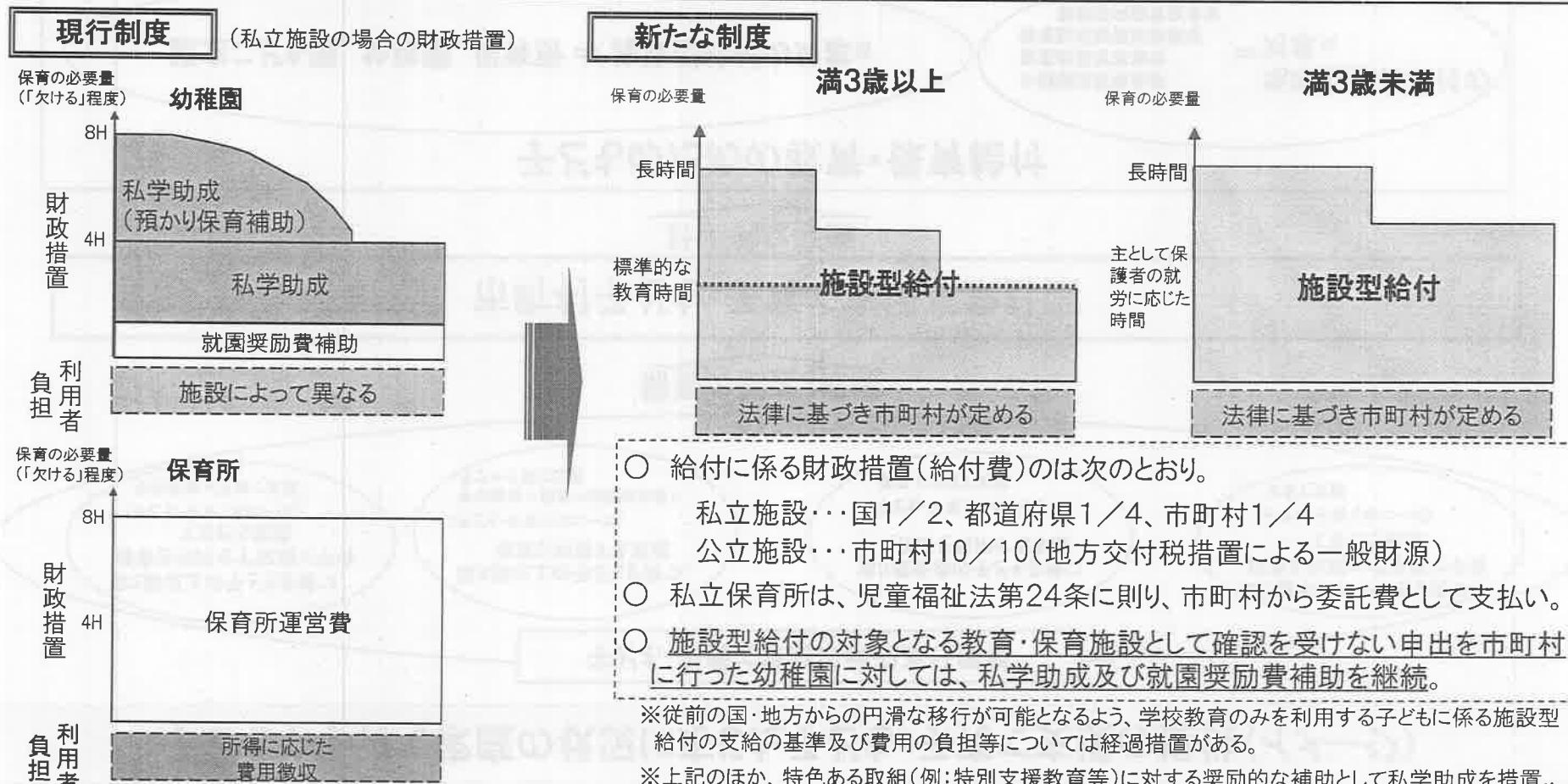
・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後児童
クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

施設型給付の創設

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
 - ア 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - イ 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 施設型給付については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な給付の水準を国が定める(公定価格)。利用者負担については、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。ただし、一定の要件の下で、施設が実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収を定めることも可能とする。



子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。
※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所
※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

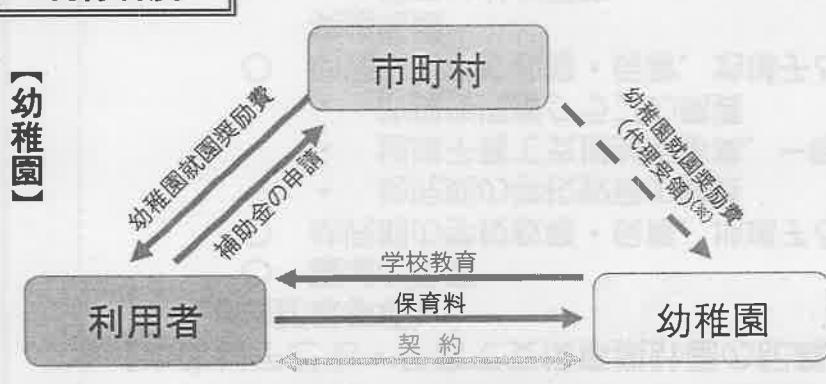
- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

施設型給付の利用手続きと市町村の関与

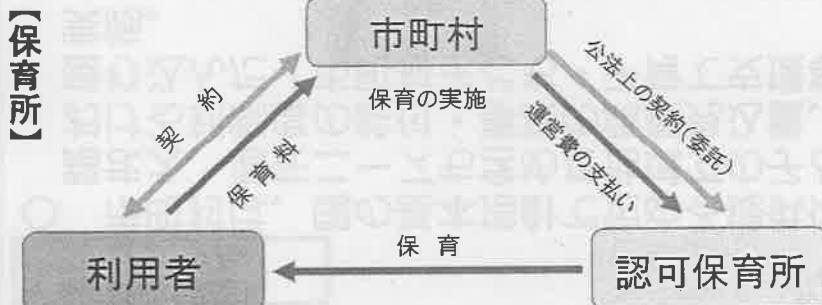
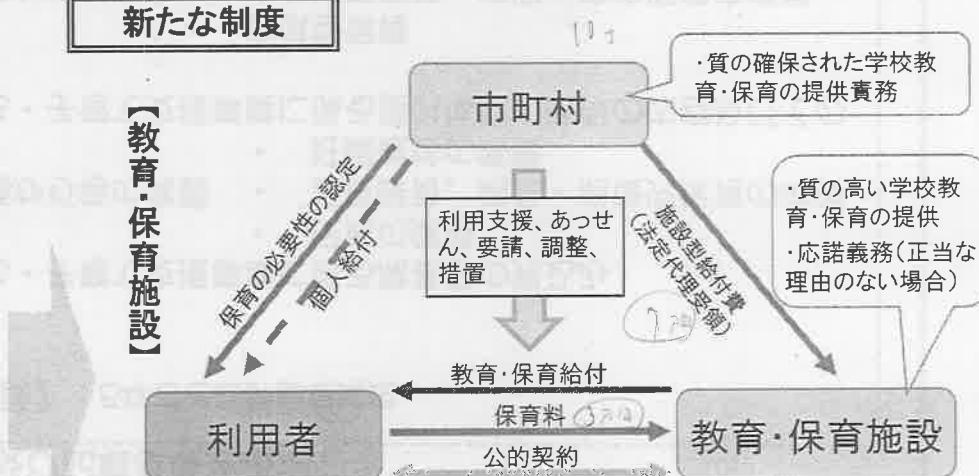
- 市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」(有無、事由、必要量の区分、優先利用等)を認定する。
- 施設型給付は、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、保護者に代わって教育・保育施設が受領する(法定代理受領)。(保育料等は施設が利用者から徴収。ただし、私立保育所は市町村が徴収)
- 認定を受けた子どもについては、市町村の関与(あっせん、要請等)の下、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。(ただし、私立保育所は保護者と市町村の契約)
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準(※)に基づき選考を行う。

※ 保育の必要性のある子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。
保育の必要性のない子どもについては、施設の設置者が定める選考方法に基づき選考することを基本とする。

現行制度



新たな制度



- 上記の整理は、地域型保育給付も共通。

- 適切な施設・事業の利用のための市町村の関与は、おおむね次のとおり。

【保育の必要性のない子ども】

- ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者が施設を選択し、申し込むのが基本。
- ・特別な支援が必要な子どもは、市町村が利用可能な施設・事業者をあっせん。

【保育の必要性がある子ども】

- ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者は市町村に利用を申込み。(私立保育所は保護者と市町村の契約)
- ・基本的に市町村が利用調整の上、利用可能な施設・事業者をあっせん・要請。
著しく保育の利用困難な場合は、市町村による措置入所

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

市町村

- 市町村は、国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。本計画をもとに、給付・事業を実施。
 - 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定及び記載事項を法定

【市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

(必須記載事項)

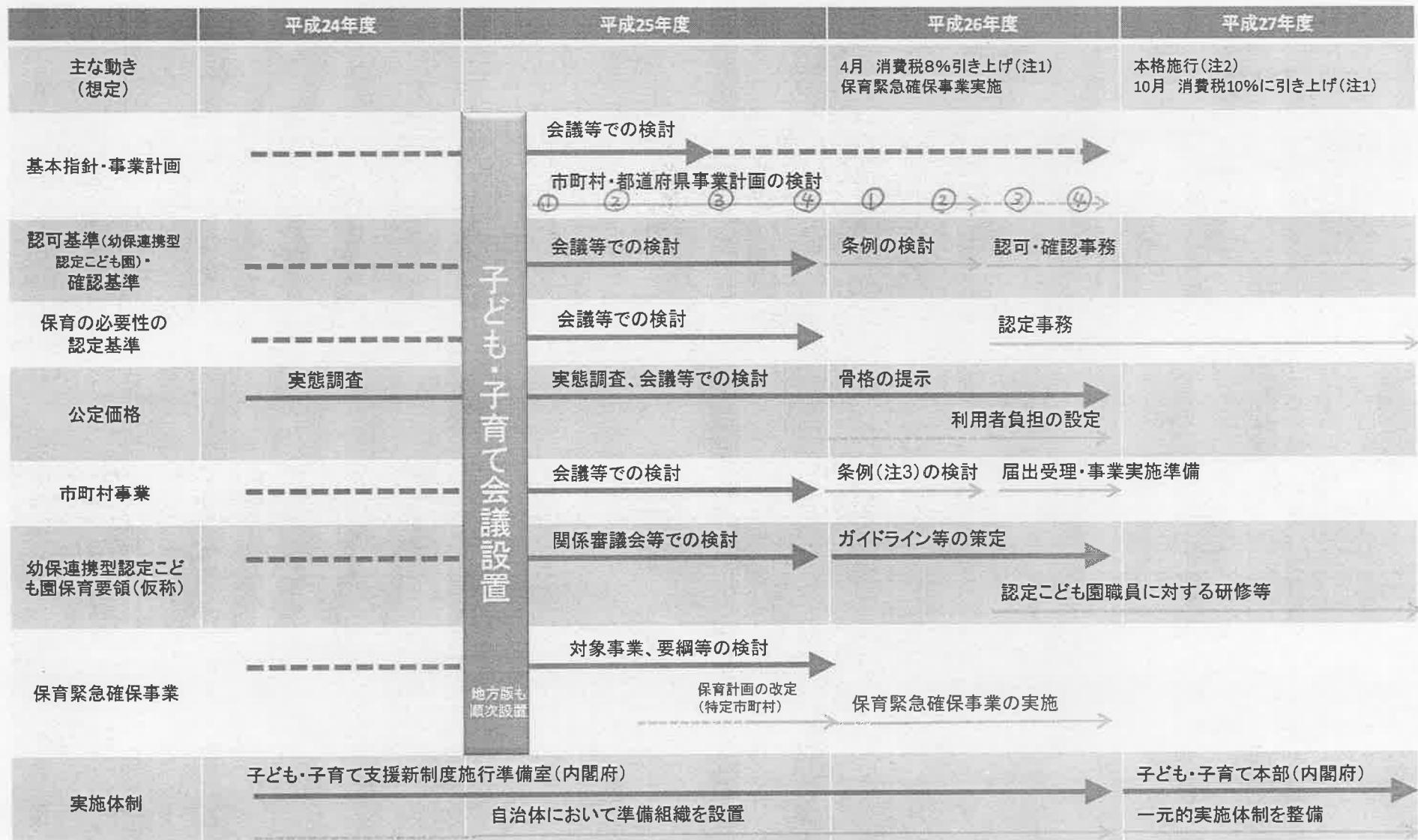
- 圏域の設定
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
 - 幼児期の学校教育の需要
 - 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要
 - 放課後児童クラブの需要
 - 保育の需要
 - 延長保育、病児・病後児保育の需要
 - 妊婦健診の需要
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 認定こども園等
 - 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
 - 放課後児童クラブ
 - 地域型保育
 - 延長保育事業、病児・病後児保育事業
 - 妊婦健診
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

(任意記載事項)

- 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用の方策
- 都道府県が行う事業との連携方策
- 職業生活と家庭生活との両立に関するこ
- 計画策定に当たり、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組み
※地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務

→ 国で実施 → 自治体で実施

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)



(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。